

香川高等専門学校受託研究取扱規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

平成 31 年 4 月 1 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 香川高等専門学校（以下「本校」という。）における受託研究の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則によるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において、「受託研究」とは、本校において民間等外部の機関（個人を含む。）（以下「委託者」という。）からの委託を受けて公務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

(受入れの基準)

第 3 条 受託研究は、教育研究上有意義であり、かつ、本校の教育研究に支障がないと認められる場合に限り行うものとし、研究期間は、原則として 5 年以内とする。

(受入れの条件)

第 4 条 受託研究を受入れようとするときは、委託者に対し、次に掲げる条件を付するものとする。

- 一 委託者は、委託した研究を一方的に中止することはできないこと。ただし、委託者からの中止の申し出があつた場合には、委託者と協議のうえ、決定するものとする。
- 二 受託研究の結果、知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権等並びにこれらの権利を受ける権利をいう。）の権利が生じた場合には、原則としてこれを委託者に無償で使用させ、又は譲与することはできないこと。
- 三 本校が受託研究に要する経費により取得した設備等は、委託者に返還しないこと。
- 四 本校がやむを得ない事由により、受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、その責は負わないものとし、この場合、委託者にその事由を書面により通知するものとする。
- 五 前号の場合において、受託研究に要する経費は、原則として委託者に返還しない。ただし、特に必要があると認める場合には、不用となつた経費の額の範囲内において、その全部又は一部を返還することがあること。

六 委託者は、委託する研究に要する経費を原則として、当該研究の開始前に納付しなければならないこと。

七 受託研究の実施中に受託研究に要する経費に不足が生じたときは、委託者と協議して、その不足額を委託者に負担させることができること。

2 校長は、前項各号に定めるもののほか、必要と認める条件がある場合には、その都度定めることができる。

3 校長は、委託者が国の機関若しくは公庫・公団等政府関係機関，地方公共団体，独立行政法人又は国立大学法人である場合には、契約担当役との協議のうえ，第1項第3号及び第6号の条件を付さないことができる。

(受託研究に要する経費)

第5条 受託研究を受け入れるに当たって委託者が負担する額は、謝金，旅費，研究支援者等の人件費，設備費，消耗品費及び光熱水料等の当該研究遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。），当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という。）及び受託料の合算額とする。

2 前項の場合において、受託研究等の内容が変更されたときは、受託研究費用を増加又は減少することができる。

3 間接経費の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構間接経費取扱規則（機構規則第132号）によるものとする。

4 受託料は、当該受託研究の困難度に応じ、次の各号に掲げる金額とする。ただし、委託者の資力に応じて、減額することができる。

一 困難度が普通の場合は、一カ月につき1万円

二 困難度が高い場合は、一カ月につき2万円

三 困難度が極めて高い場合は、一カ月につき3万円

(受託研究の申込み)

第6条 校長は、受託研究の申込みをしようとする者があるときは、受託研究申込書（別紙様式1）を提出させるものとする。

(受入れの決定)

第7条 受託研究の受入れは、校長が決定するものとする。

2 校長は、受入れの決定に当たって、当該研究を担当する職員及び当該職員の属する学科等の長の意見を徴するとともに企画運営会議に諮るものとする。

(受入決定の通知)

第8条 校長は、受託研究の受入れを決定したときは、受託研究受入決定通知書（別紙様式2～4）により委託者、契約担当役及び研究を担当する職員に通知するものとする。

（受託研究契約の締結）

第9条 契約担当役は、前条の通知を受けたときは、直ちに委託者と受託研究契約を締結するものとする。

2 契約担当役は、受託研究契約を締結したときは、直ちに校長に報告するものとする。

（研究の中止又は期間の延長）

第10条 受託研究を担当する職員（以下「研究担当者」という。）は、当該研究を中止し、又はその期間を延長しようとするときは、受託研究（研究中止・期間延長）承認申請書（別紙様式5）により当該学科等の長を経て校長に申し出るものとする。

2 校長は、前項の申請により受託研究の遂行上やむを得ないと認める場合には、これを中止し、又はその期間を延長することを決定し、受託研究（研究中止、期間延長）決定通知書（別紙様式6）により委託者及び契約担当役に通知するものとする。

3 契約担当役は、前項の期間延長の通知を受けたときは、直ちに委託者と契約変更の契約を締結するものとする。

（特許権等の取扱い）

第11条 受託研究の結果生じた発明等につき取得した特許権の取扱いは、独立行政法人国立高等専門学校機構知的財産権取扱規則によるものとする。

（特許権等の帰属）

第12条 受託研究の結果、教職員が発明を行つたときは、その発明に係わる特許を受ける権利は当該教職員が取得するものとし、当該権利又はそれに基づく特許権は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が承継するものとする。

2 校長は、当該受託研究の実施に対する委託者の貢献の度合いが特に大であると認められるときは、前項により機構に承継された特許を受ける権利又はそれに基づく特許権を、機構と協議の上委託者と共有することができる。

（優先的实施権等）

第13条 校長は、前条第1項の規定により機構が承継した特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「機構に承継された特許権等」という。）を委託者又は委託者の指定する者に限り、委託者又は委託者の指定する者との間で締結する機

構に承継された特許権等の実施の許諾に関する契約の日から10年を超えない範囲内において優先的に実施させる（以下「優先実施権」という。）ことができる。ただし、その実施に当たって法令の規定等により官公署の許可を必要とする場合又はその実施による商品化に長期間を要する場合であつて、当該優先の実施の期間を延長することが特に必要であると認められる場合は、当該許可に要した期間に相当する期間又は当該商品化に要する期間について、3年を限度として優先の実施の期間を延長することができる。

2 校長は、前条第2項の規定により委託者と共有した特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「共有に係る特許権等」という。）を、委託者の指定する者に限り、委託者の指定する者との間で締結する当該共有に係る特許権等の実施の許諾に関する契約の日から10年を超えない範囲内において、優先的に実施させることができる。ただし、その実施に当たって法令の規定等により官公署の許可を必要とする場合又はその実施による商品化に長期間を要する場合であつて、当該優先の実施の期間を延長することが特に必要であると認められる場合は、当該許可に要した期間に相当する期間について、3年を限度として優先の実施の期間を延長することができる。

3 校長は、前条第1項の規定により機構に承継された特許を受ける権利に基づく特許権又は機構が承継した特許権については、受託契約の定めるところにより、一定期間は、委託者又はその指定する者に限り専用実施権を設定することができる。

（第三者に対する実施の許諾）

第14条 校長は、委託者又は委託者の指定する者が、機構に承継された特許権等を前条に定める優先の実施の期間（以下「優先実施期間」という。）の第2年次以降において正当な理由なく実施しないときは、委託者及び委託者の指定する者以外（以下「第三者」という。）に対し、当該権利の実施を許諾することができる。

2 前項の規定は、委託者の指定する者が共有に係る特許権を優先実施期間の第2年次以降において正当な理由なく実施しないときについて準用する。

3 校長は、前条第1項の規定により委託者又は委託者の指定する者に優先実施権を付与した場合において、当該優先実施権を付与したことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、第三者に対し当該機構に承継された特許権等の実施を許諾することができる。

4 校長は、第三者が共有に係る特許権等を実施できないことが公共の利益を著しく

損なうと認められるときは、第三者に対し当該機構に承継された特許権等の実施を許諾することができる。

- 5 校長は、第2項及び第4項の規定により第三者に対し共有に係る特許権等の実施を許諾しようとするときは、特許法第73条第3項の規定にかかわらず、単独で当該権利の実施を許諾することができる。ただし、第三者に対し実施を許諾したときは、その旨を委託者に通知するものとする。

(実施料の徴収)

第15条 第13条及び第14条に定めるところにより機構に承継された特許権等及び共有に係る特許権等の実施を許諾したときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

(規定の準用)

第16条 第13条,第14条及び第15条の規定は,受託研究に係る実用新案登録を受ける権利及び実用新案権並びに意匠登録を受ける権利,意匠権及び著作権等について準用する。

(研究完了の報告)

第17条 研究担当者は、当該研究が完了したときは、その結果を受託研究完了報告書(別紙様式7)により当該学科等の長を経て校長に報告するものとする。

- 2 校長は、前項の報告を受けたときは、直ちに契約担当役及び委託者に受託研究完了通知書(別紙様式8)により通知するものとする。

(研究成果の発表)

第18条 校長は、受託研究による研究成果の公表の時期,方法について,必要な場合には,委託者と協議のうえ定めるものとする。

(実施細目)

第19条 この規程に定めるもののほか,この規程の実施に関し必要な事項は,校長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は,平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は,平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は,平成23年11月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 4 条第 4 項の規定にかかわらず、施行日前から継続している研究課題については、従前の例によることができる。

別紙様式1

受 託 研 究 申 請 書

平成 月 月 日

香川高等専門学校長 殿

住 所

名 称

代表者名

印

香川高等専門学校受託研究取扱規程を遵守の上、下記のとおり受託研究の申込みをします。

記

1 研究題目

2 研究の目的及び内容

3 研究に要する経費

円

4 研究期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

5 希望する研究担当者

6 研究用に提供する物品

7 その他

香高専総第 号
平成 年 月 日

殿

香川高等専門学校長

印

受託研究受入決定通知書

平成 年 月 日付けで申込みのあったことについて、下記のとおり受入れ
を決定したので通知します。

については、本校契約担当役と受託研究契約を締結してください。

記

1 研究題目

2 研究に要する経費

円

3 研究期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4 研究担当者

5 研究用に受け入れる物品

6 その他

香高専総第 号
平成 年 月 日

香川高等専門学校契約担当役 殿

香川高等専門学校長

印

受託研究受入決定通知書

下記の受託研究について、受入れを決定したので通知します。
については、委託者と受託研究契約を締結してください。

記

1 申込者の住所、名称及び代表者名

2 研究題目

3 研究の目的及び内容

4 研究に要する経費

円

5 研究期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

6 研究担当者

7 研究用に受け入れる物品

別紙様式 4

香高専総第 号
平成 年 月 日

殿

香川高等専門学校長

印

受託研究受入決定通知書

下記の受託研究について、受入れを決定したので通知します。

記

1 申込書の住所、名称及び代表者名

2 研究題目

3 研究の目的及び内容

4 研究に要する経費

円

5 研究期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

6 研究に受け入れる物品

別紙様式5

香高専総第 号
平成 年 月 日

香川高等専門学校長 殿

研究担当者

印

受託研究（研究中止，期間延長）承認申請書

平成 年 月 日付け第 号で通知のあった受託研究について，下記のとおり（研究中止，期間延長）したいので，申請します。

記

1 研究題目

2 研究担当者の氏名

3 変更理由

4 変更後必要とする研究期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

5 その他参考となる事項

香高専総第 号
平成 年 月 日

殿

香川高等専門学校長

印

受託研究（研究中止，期間延長）決定通知書

平成 年 月 日付け第 号で通知した受託研究について、下記のとおり（研究中止，期間延長）することを決定したので通知します。

記

1 研究題目

2 当初の研究期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

3 中止する日又は延長する期間

4 中止又は期間の延長を要する事由

別紙様式7

受 託 研 究 完 了 報 告 書

平成 年 月 日

香川高等専門学校長 殿

研究担当者

印

下記の受託研究が完了したので報告します。

記

1 研究題目

2 研究の成果 別紙のとおり

3 研究期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

4 研究に要した経費 円

5 その他参考となる事項

香高専総第 号
平成 年 月 日

受託研究完了報告書

殿

香川高等専門学校長

印

平成 年 月 日付け受託研究契約に基づく下記の研究が完了しましたので通知します。

記

1 研究題目

2 研究担当者

3 研究の成果 別紙のとおり

4 研究期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

5 研究に要した経費 円

6 その他参考となる事項